

(産婦の方へ：こちらは産婦健康診査を実施する医療機関または助産所にお渡しください。)

産婦健康診査 実施のお願い

(東京都外医療機関のご担当者様へ)

平素より、日野市の母子保健事業にご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。

日野市では、市民が産後（流産・死産を含む）1か月程度で受診する産婦健康診査について費用助成を行っており、委託契約を締結していない医療機関等にて受診され、一定の要件を満たした場合には、償還払いにて対応しております。

つきましては、お手数ではございますが、下記のとおりご対応いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点がございましたら、裏面の問い合わせ先までご連絡ください。

記

【依頼事項1】

産婦が日野市民であることをご確認いただき、「産婦健康診査受診票」の提示を受けてください。

「産婦健康診査受診票」は、東京都にお住まいの妊婦であれば、原則、妊娠届を提出した際に交付されます。お持ちでない場合は、裏面の問い合わせ先までご連絡ください。

【依頼事項2】

基本的な健診項目、お母さんの気持ちに関する質問票（EPDS等）を必ず実施してください。

「産婦健康診査受診票」に記載のアンケート1（エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS））、アンケート2（赤ちゃんへの気持ち質問票）について、日本産婦人科医会発行「妊産婦メンタルヘルスマニュアル」等を参考に、問診と結果把握を行っていただきますようお願い申し上げます。

※EPDS・赤ちゃんへの気持ち質問票等、お母さんの気持ちに関するいずれの質問票も
未実施の場合は、産婦健康診査の費用助成の対象となりません。

ただし、産婦の状況によって未実施の場合、理由を受診票にご記載ください。

【依頼事項3】

健康診査の結果を「産婦健康診査受診票」に記載し、医療機関の押印またはサイン後、2枚目（請求原票）・3枚目（産婦控）を産婦にお渡しください。

産婦が日野市に償還払いの申請をする際に、結果の記入があり、かつ、医療機関の押印またはサインがある「産婦健康診査受診票（原本）」と「産婦健康診査費用の領収書（原本）」が必要です。

※受診票への記載が難しく、母子健康手帳に結果を記載する場合は、お母さんの気持ちに関する質問票の結果について、日野市から確認のご連絡をさせていただきます。

【依頼事項4】

健康診査の結果、市へ情報提供が必要と判断された場合、裏面の問い合わせ先へご連絡ください。

「産婦健康診査受診票」の「今後の指導と区市町村への連絡事項」の「区市町村で支援」に○をつけていただき、裏面の問い合わせ先へ電話にてご連絡いただくとともに、セキュリティ対策を実施の上、受診票1枚目（医療機関控え）の写しをメールにて送付していただきますようお願い申し上げます。

（産婦の方へ：こちらは産婦健康診査を実施する医療機関または助産所にお渡しください。）

問い合わせ先

名称	所在地	電話番号	メールアドレス
子ども家庭支援センター 母子保健係	〒191-0016 東京都日野市神明 1-13-2 子ども包括支援センター2 階 ※郵送の場合 〒191-8686 東京都日野市神明 1-12-1	042-843-3663 (直通)	hohoemi_boshi @city.hino.lg.jp

【受付時間】 平日 8:30~17:00（祝日・年末年始を除く）